

高石市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(回答)

雇用確保と雇用創出につきましては、大阪府と連携を密にして取り組みを行ってまいりたいと考えております。

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

大阪府と連携を密にして取り組みを行ってまいりたいと考えております。

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

(回答)

本市におきましては、昨年6月に雇用創出・産業振興及び地域経済の活性化を図ることを目的とし、高石市企業立地等促進条例を施行いたしました。雇用確保にむけては大阪府と連携を密にして取り組みを行ってまいりたいと考えております。

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

本市におきましては、高石市地域就労支援センターにてフリーター・ニートの就労支援事業を行っておりますが、「大阪府若者サポートステーション」とも積極的に連携を図ってまいりたいと考えております。

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

大阪府と連携を密にして取り組みを行ってまいりたいと考えております。

2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

本市の中小企業施策といたしまして、事業資金融資の斡旋や融資にかかる利子補給支援、中小企業退職共済掛金の一部補助や経営基盤の確立・強化を図るための商業経営相談の事業等を行っておりますが、人的資源に投資する中小企業施策についても大阪府と連携して取り組みを行ってまいりたいと考えております。

(2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

大阪府の施策を遂行するために、大阪府ならびに府下市町村と連携を密にして取り組みを行ってまいりたいと考えております。

3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

CSRとはCorporate Social Responsibility（企業の社会的責任）を意味しているものと推察いたしますが、地方自治体の存在意義はまさにCSRに基づくところです。コンプライアンスは当然ですが、さらに本市では市長が先頭に立ってタウンミーティングを開催し、ステークホルダーに対する説明責任を果たすことで透明性の高い行政運営をめざしております。

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

本市では平成15年に自立再生にむけて「財政健全化計画案」を策定し、以後4年にわたり時点修正を加えながら行財政改革を進めてきたところでございます。さらに地方公共団体の財政の健全化に関する法律が定められたことや新たなる行政課題に対処するため、平成20年度から平成24年度までの5年間の計画期間とした「第4次高石市財政健全化計画案」を策定中です。

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

地域医療体制については、本市は大阪府において医療法に基づき設定されている二次医療圏7ブロックのなかの泉州二次医療圏に属しており、本圏域では、6病院群輪番制等により救急患者の入院医療を担当する二次救急医療体制等市町域を超える体制整備を進めるとともに、専門外来の受診を必要とする場合も原則としてサービスを提供できるように努めています。

また、さらに新しい医師臨床研修制度の実施等による小児科医の確保が厳しい状況にいたったため、小児初期救急の安定した体制を整備する必要性から、本圏域内に小児初期救急として一定の役割を担える体制を備えた泉州北部小児初期救急広域診療所を昨年11月に開設し、運営を行っているところです。

本市においても、休日診療（日曜・祝日・年末年始（内科・小児科・歯科））を高石市立診療センターで実施しております。

今後、より一層大阪府及び泉州医療圏の医療・消防・行政機関による支援体制の確立を図っていくとともに、地域団体等と連携し、円滑に提供できる医療体制の整備に努めてまいります。

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

サービスの利用方法や介護保険制度の理念等につきましては、広報紙・認定結果通知・事業者連絡会・ケアマネジャー連絡会等を通じまして、利用者・事業者に広報・啓発をさらに充実させてまいります。苦情・相談体制の強化・拡充につきましては、保険者を主体とし、介護相談員及び地域包括支援センターをさらに活用してまいりたいと存じます。

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用した

ネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

高齢者がいつまでも自分らしく住み慣れた地域で暮らせるために、現在地域包括支援センターにおいて、様々なメンバーによる地域ケア会議・高齢者虐待防止ネットワーク会議を発足させ活動しているところです。また、地域包括支援センター運営協議会には、委員として第1号被保険者及び第2号被保険者代表の2名に参加していただいています。

(4) 高齢・退職者の生きがいがづくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

市民の健康と体力向上のため、子どもから高齢者まで手軽にスポーツ活動を楽しめる環境をつくるため、地域スポーツ団体と連携をとりながらスポーツの振興に努めております。

高齢者を対象とした主な事業といたしましては、誰でも簡単にできる生涯スポーツを紹介し普及を図るため、年2回スポーツ講習会を実施しております。この講習会からすでに「インディアカ」「グランドゴルフ」がクラブ化し、活発に活動されております。また、毎年11月に実施しております市民ファミリーハイキングでは、奈良県のハイキングコース(10~12km)を散策することで、高齢者の体力づくりと世代を越えた参加者同士の交流の輪を広げてまいりました。

今後とも地域のスポーツ団体とも連携し合い、生涯スポーツのまちづくりをめざし、高齢者の生きがいがづくり事業を展開してまいりたいと考えております。

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

生活保護制度は、憲法第25条に定める「生存権の保障」に基づく最低限度の生活を実現するための制度であり、その申請権や受給権を保障する立場から、その運用については被保護者の意思を尊重しながら法に基づく運用を適切に行っている。

また、自立助長の観点から、就労支援については、自立支援プログラムの活用や市就労支援員・母子自立支援員と連携をとりながら、ハローワークの協力のもと本人の意向に合う就労場所の確保に努めている。

(6) 厚生労働省の発表するHIV感染者・AIDS患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のHIV感染対策と感染予防のため

の啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

わが国では2006年12月31日現在の累計でA I D S患者が4,034人、H I V感染者が8,306人報告されており、依然として増加を続けています。大阪府域においても、平成9年以降急激な増加が続いている状況です。

H I V / A I D S に関しての正しい知識の普及・啓発を関係機関と連携して積極的に取り組んでまいります。

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

高石市地域子育て支援センター事業の充実・拡充にむけ検討を行っております。ファミリーサポートセンター事業につきましては、子育て家庭のニーズに十分応えられるよう会員の拡充を図っております。地域での子育て支援に関わりのあるN P O などの団体等との連携を図り、地域の子育て支援のネットワーク化にむけた取り組みを検討しております。

また、医療機関と連携した病児保育につきましては、平成19年度途中から実施しております病児・病後児保育（自園型）の状況を見ながら検討します。

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

本市におきましては、毎年保育士の新規採用を行っており、保育現場の新陳代謝や研修等で質の向上に努めているところです。また、臨時職員の賃金単価につきましても、例年、大阪府の最低賃金を基に同様のアップ率にて改定を行い、制度の見直しを含め雇用の安定に努めております。

(人事課)

研修につきましては、現在行っている年間5～6回の保育実務を中心とした研修を実施したいと考えております。

(子育て支援課)

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備

や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

本市では、学童保育（「あおぞら児童会」）への受け入れ対象児童は、原則として1年生から3年生で、健全育成上指導を要する児童につきましては、6年生までを対象としています。

現在本市では各小学校の空き教室等に「あおぞら児童会」を設置していますが、受け入れる施設面の問題や厳しい財政状況を考えますと、対象の拡充は非常に困難であると考えております。しかし、近年の社会情勢の変化や共働き家庭の増加等で、学童保育を必要とする児童が増加の傾向にあり、学童保育の対象の拡充の重要性については認識しておりますので、今後検討します。

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会（すこやかネット）」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり（子ども110番など）の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

地域と連携して、すこやかネットによる催し物や休日の定期的な体育的行事、公民館による小中学生のための講座、大阪元気広場推進事業など、子どもの居場所づくりを進めております。

安全ネットワークの推進につきましては、地域の方が中心である各校区の「子どもの安全見守り隊」活動やPTAや教育委員会の「青色防犯パトロール」等を行っており、また、情報交換や連携をより進めていくように連絡会や研修会を行っております。

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないよう、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする事。

(回答)

大阪府育英会奨学金制度等につきましては、各中学校の保護者進学説明会や市の進路相談で周知いたしております。市の奨学金制度は、さらにホームページや広報紙でお知らせしております。また、就学援助につきましては、ほぼ国の基準に準じて行っております。

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害その

ものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

本市では、市民から信頼され安心して相談できる身近な人権問題に係る相談窓口として、法務大臣から委嘱された人権擁護委員による人権相談、あるいは大阪府の人権相談事業（「人権ケースワーク事業」）に基づく人権相談員による人権相談窓口を設置し、市民から寄せられる様々な人権問題について適切な助言・指導等の相談対応を実施しているところです。

一方、近年子ども・女性・高齢者・障害者等に対する人権問題が多発し社会問題化している背景のなかで、昨年11月に大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」として、本年4月に制定された「大阪府人権擁護士」制度は、市民の人権問題について早期解決に結び付けるとともに、人権侵害を未然に防止する役割を担います。市民の人権を擁護するにあたり地域に人権擁護士を養成し配置することは、人権相談事業等を円滑に進めていくうえでその必要性を十分認識しております。本市といたしましては、今後、人権擁護士の人材確保を視野に入れたなかで配置を検討し、人権相談・救済システムの整備の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、社会的マイノリティに対する人権侵害の防止につきましては、人権問題講演会、人権学習講座・研修会、人権啓発街頭キャンペーンの開催、広報紙等を通じ、市民等に対し周知・啓発を実施しているところですが、今後ともより一層の啓発活動・事業拡充に努めてまいります。

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

本市においては、平成18年度に「高石市男女共同参画計画」を策定しました。今後は、本市における男女共同参画社会実現のための諸施策を総合的に企画・調整し、かつ効果的に推進するため、高石市男女共同参画推進本部を核として、本計画を推進してまいりたいと存じます。また、本計画のなかに、審議会等への女性委員割合の目標値（30%）を設定しており、女性の登用拡大を進めます。

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

条例につきましては、今後の検討課題と考えております。本市にはどのような男女共同参画推進条例が必要なのか、高石市民とともに考え全体の意識の高揚を図り、機が熟すよう努力してまいりたいと存じます。また条例の制定にあたっては、男女共同参画社会基本法及び改正男女雇用機会均等法等関係法令や大阪府の条例との整合性も図りながら検討してまいります。

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

本市においては、女性相談及び人権相談において、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス等の相談にも応じております。広報紙やチラシ・ポスターなどにより、事業の周知を図っております。本市の各種相談窓口の相談員と連携をとり、女性に対する暴力について正しい認識の浸透を進めます。

また、大阪府や関係機関と連携を深めながら、被害者支援に取り組んでまいりたいと存じます。

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

次世代育成支援行動計画に基づき、国・府と連携して、男女共に利用できる育児休業制度の普及等について、企業に引き続き取り組みを求めていきたいと考えております。

8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

(回答)

平成17年2月の京都議定書の発効を受け、国・自治体等が一体となって地球温暖化対策を推進しなければなりません。地球温暖化対策では、一人ひとりができることを家庭・オフィス・自

治体・国等地球規模で実施していくことが重要であると思われます。

本市におきましては、庁舎管理部門と連携して職員の日常業務等におけるエネルギー使用量の削減策を検討中であり、これを踏まえ、「第2次地球温暖化対策実行計画」の策定を進めてまいりますとともに、今後、地域や各団体と連携した「地球温暖化対策地域推進計画」の策定を検討してまいります。

(1)－② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」の実効性を高めるため、引き続き「大阪府自然保護条例」及び「高石市緑化推進要綱」に基づく屋上緑化を含めた緑化施策を進めてまいりますとともに、道路面温度の抑止策について検討してまいります。

(1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」につきましては、広報紙等での啓発を充実させてまいりますとともに、アイドリングストップにつきましても、大阪府等関係機関と連携しながら環境月間の該当キャンペーンや広報紙等で幅広く市民に呼びかける等啓発活動を展開してまいりたいと考えます。

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を、早期に全国平均並み（19.0%）にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

ごみのリサイクル率は平成18年度実績で12.3%ですが、今後も引き続き「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量やリサイクル推進に努めてまいります。

ごみの分別収集の細分化については、その他紙製容器包装やその他プラスチック製容器包装（白色トレイを除く）の分別収集実施について、府下市町村の動向を踏まえながら調査検討してまいります。

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

産業廃棄物不適正処理対策は大阪府の所管事務であり、現在府では、必要に応じて産業廃棄物排出業者への立ち入り指導、陸・海・空からのパトロール、建設業者や府民への啓発活動を実施しておりますが、本市としましても府に対しこれらの事業の強化を要望するとともに、府が行う事業への協力・連携を図りながら不適正処理対策に努めてまいります。

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

生活排水対策につきましては、引き続き、広報紙での予防対策の掲載や環境月間における街頭キャンペーン等を通じて啓発活動を実施してまいります。

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

防災対策の補強につきましては、今後、「地域防災計画」の見直しを行うなかであわせて検討してまいります。

災害時用の食糧備蓄につきましては、引き続き年次計画により整備を進めてまいります。

地域住民等が参加した訓練につきましては、複数または校区ごとの自主防災組織が連携した訓練等の実施を検討・指導してまいりますとともに、東南海・南海地震を想定した住民避難訓練の実施を検討中です。

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが(9.3%から84.1%)、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

本市では、すべての小中学校の耐震化を平成20年度から平成27年度までに達成するべく、本年8月、「高石市学校教育施設耐震化計画」を策定しました。平成20年度におきましては、小学校屋内運動場の耐震補強工事を1件、平成21年度実施予定の耐震補強工事に係る耐震診断、耐震補強計画及び耐震補強実施設計業務委託を5件計画しております。

また、平成20年度実施の小学校屋内運動場の耐震補強工事及び平成19年度に実施した同工事に係る耐震診断、耐震補強計画及び耐震補強実施設計業務委託と耐震診断判定手数料について、「安全・安心な学校づくり交付金」の申請を計画しております。

なお、学校教育施設のうち、体育館については災害時の避難所に指定されていることから、平成22年度までにすべての施設について耐震補強工事を完了させる予定です。

(3) 公共施設（特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設）へのAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の設置を拡充すること。

(回答)

現在、AEDを設置している本市のスポーツ施設は、市立体育館及び室内プールです。

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

家庭菜園等のニーズは非常に高く、本市におきましても市民農園を2ヶ所（235区画）開設いたしておりますが、市民農園の拡充にむけ検討してまいりたいと考えております。

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

駐車場の整備につきましては、「高石市開発指導要綱」により住宅については1戸に1台、店舗・事務所については営業面積等により必要台数以上を、来客用・荷捌用として敷地内に確保するよう指導しています。

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

バリアフリー等の施策につきましては、莫大な費用と期間がかかることから、現在の本市の財政状況では難しく、現在のところは、歩道の段差解消や点字ブロックの新設等を引き続き行ってまいります。特に乗降客数が1日5,000人を超える駅から公共施設までの経路を優先して整備を行う計画です。

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

用地買収の伴う自転車専用レーンの設置は今の財政状況では難しいので、現道内で処理できるものについては検討したいと考えております。また、歩車分離信号については、平成18年に2ヶ所（加茂4丁目市役所前・加茂小学校運動場側）、平成19年に2ヶ所（高石アプラ前北側・南側）の計4ヶ所に設置しております。

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

南海本線高石駅については平成15年2月に市営駐車場を整備し、パークアンドライドの利用を広く住民にPRしています。レンタサイクルについては今後の課題として研究してまいります。

11. 独自要請

地域医療体制の確立について、泉州地域における医療体制の充実を図るため、周産期医療センターの設立にあたっては周辺市町の実質的な支援と連携を講じること。

(回答)

周産期医療センター設立にあたっては、地域住民が安心して分娩できるように周辺市町と連携を図ってまいりたいと存じております。

泉北水道企業団事業の今後の運営施策にあたっては、地域住民への情報公開の徹底と住民合意の推進を図ること。

(回答)

本市は泉北水道より浄水を受け入れ市内への給水事業を行っているものであり、泉北水道企業団事業の運営施策についての情報公開等については自ら行うべきものと考えます。

本市としましても、水道事業に関連する事柄についての情報は公開していきます。